令和3年8月5日 中 部 地 方 整 備 局

くお知らせ> ハローワーク等と連携した建設キャリアアップシステムの 活用について

1. 概要

- ・厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において、
 - ①建設業への入転職を目指す求職者に対し、建設キャリアアップシステム登録 企業への応募勧奨
 - ②技能者の求人を行う建設キャリアアップシステム登録済みの建設事業主 (求人者)に対し、求人票の作成支援の取り組み を実施
- ・厚生労働省における建設キャリアアップシステムの普及推進の取組に対する建設関係助成金(建設事業主団体における研修会や説明会等の実施や建設現場に設置するカードリーダーの購入等に対しての支援)による支援を行う
- 2. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

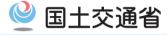
【連絡先】 建政部 建設産業課長 片岡 信幸

課長補佐 荒町 祐司

TEL 052(953)8572

FAX 052(953)8606

ハローワーク等と連携したCCUSの活用



- 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施(R3.7.30~)
 - ①建設業への入転職を目指す<u>求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨</u>
 - ②技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主(求人者)に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- CCUS登録企業であることで、技能者の適正な評価や 魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに 役立ち、企業選択に活用できる。
- ⇒長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業者等、求人者にとってのメリット】

ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

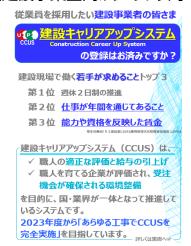
(記載例)

建設キャリアアップシステム登録事業者です。

施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

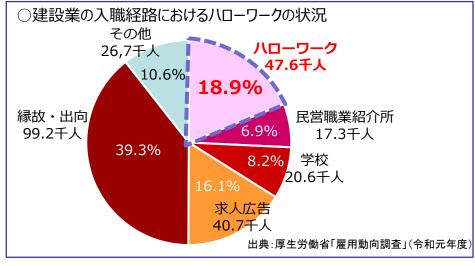
⇒<u>求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保す</u> ることができる

【建設事業主向けリーフレット】



【求職者向けリーフレット】





厚生労働省 建設キャリアアップシステム推進の取組

I 第10次建設雇用改善計画(R3~R7年度)への掲載

建設労働者の雇用改善、能力開発などに関する重要事項を定めた第10次建設雇用改善計画(※)において、建設業の担い手確保や労働環境の改善などを図るため、建設キャリアアップシステム(CCUS)の推進が重要であるとの位置づけを行った。

(※)令和3年3月31日付け厚生労働大臣告示を行った令和3~7年度を期間とする計画

Ⅱ 厚生労働省における施策

1 建設キャリアアップシステムの周知等

(1) ハローワーク利用者に対する周知等【7月15日より実施】

人材確保対策コーナーを中心としたハローワーク利用者への周知等を実施

①求人者に対する対応

- ・CCUSを認知していない建設事業主に対するリーフレットを活用したCCUSの周知
- ・ C C U S 登録済みの建設事業主に対する求人票の作成支援 →求人票の「求人に関する特記事項」欄に C C U S の取組を記載するよう助言

②求職者に対する対応

- ・建設業の就職を希望する求職者に対するリーフレットを活用したCCUSの周知
- ・ 建設業の就職を希望する求職者に対しCCUS登録済み建築事業主の求人情報を 提供し、応募を勧奨

(2) 職業訓練受講者に対する周知【7月15日より実施】

都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設における建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUSの周知

2 建設関係助成金の活用

(1) 助成金による支援【実施中】

建設事業主団体が取り組む「CCUS等の普及促進のための研修会、説明会等の実施」や「建設現場での就業履歴を記録するカードリーダーの購入や専用アプリの利用」に対し、人材確保等支援助成金により支援

(2) 助成金の見直し検討【令和4年度概算要求に向けて検討中】

国土交通省との連携のもと、建設事業主団体の意見を聴取し、CCUSの普及促進に 資する新規助成メニュー導入を検討

建設雇用改善計画(第十次)の概要



建設労働者雇用改善法第3条「建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項を定めた計画を策定するものとする」に基づき策定。

計画の背景

- ◆ 建設投資は、近年増加傾向で推移してきたが、R2年度の建設投資は6年ぶりに減少となる見通し
- ◆ 建設関連職種の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降においても、他産業と比較して引き続き高い状況
- ◆ 建設業の労働力の年齢構成は、他産業に比べて高年齢層の割合が 高い一方、若年層の割合が低く、また、他産業に比べて新規学卒者 の入職が少なく、定着が悪い状況は深刻化
- ◆ 重層下請構造やダンピング受注等の影響により他産業と比較して 雇用環境の改善が停滞
- ◆ 人口減少や急激な少子高齢化による労働力の大幅な減少等が建設 産業の持続的な発展への悪影響となるおそれ

計画の課題等

建設産業が、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全安心の確保を担う地域の守り手としての役割を担うためには、建設産業の持続的な発展が不可欠であるが、将来的に技能労働者の不足が深刻化する懸念があり、若年労働者等の確保・育成及び技能継承が極めて重要な課題

【テーマ】若者が展望をもって働ける魅力ある職場づくりの推進

【施策の最重点事項】

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承

【計画期間】令和3年度~令和7年度

基本的施策の主な内容

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

(1) 若年労働者の確保・育成

- ・若年者に対する建設業の役割・魅力の発信
- ・建設キャリアアップシステム (CCUS) 等の推進による担い手 の確保・育成

(2) 女性労働者の活躍・定着の促進

・就労環境の整備、女性の入職・活躍促進

(3) 高年齢労働者の活躍の促進

・高年齢者雇用安定法 (65歳から70歳までの就業確保措置が努力義務化) の周知

(4) ハローワークにおける支援

・ハローワークの「人材確保対策コーナー」において、きめ細か な職業紹介等を実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(1) 安定就労の確保

・国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会」を踏まえ、 必要な対応を実施

(2) 働き方改革の推進

- ・罰則付き時間外労働上限規制の適用(令和6年度)を見据え、 働き方改革推進支援センターを活用し、長時間労働改善を推進
- ・改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の 締結の禁止」を踏まえ、長時間労働を前提とするような請負契 約の締結が行われないよう、官民一体となって取り組む

建設雇用改善計画(第十次)の概要



(3)賃金の改善

・CCUS、能力評価制度及び見える化評価制度を推進し、賃金 水準改善に取り組む

(4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

・建退共について、令和3年4月より本格実施される電子申請 方式の普及を推進し、制度の活用を促進する

(5) 労働災害の防止

- ・高所作業時における墜落防止用保護具について、原則として フルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた 適切な保護具の使用を徹底
- ・「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づく取組の実施

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1) 事業主等の行う職業能力開発、労働者の自発的な職業能力開 発の促進

(2) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

・離職者に対する公的職業訓練や、訓練の実施と就職支援を パッケージで実施

(3) 熟練技能の維持・継承及び活用

(4) デジタル人材の育成

・建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、ニーズを踏まえ、公的職業訓練プログラムの開発・実施を推進

4 雇用改善推進体制の整備

- (1) 雇用改善を図るための諸条件の整備
 - ・CCUS等の普及促進、新・担い手3法の業界全体への浸透

(2) 建設関係助成金の活用

- ・ニーズ等を踏まえた制度の見直し、周知徹底
- ・CCUS普及促進に向けた効果的な活用

5 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業 の運営

(1) 事業の適正な運営の確保

(2) 事業の活用促進

・事業の適正な活用促進を図ることを趣旨として、本制度の実 態等について事業主団体等を通じて把握し、必要な見直しを 検討

6 外国人労働者への対応

- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善
- (2) 技能実習生、特定技能外国人の適正な受入れ

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

・新型コロナウイルス感染症の影響を十分注視し、改正建設業法に 規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」など が遵守されるよう、官民一体となって取り組む

従業員を採用したい建設事業者の皆さま



建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

の登録はお済みですか?

建設現場で働く若手が求めることトップ3

第1位 週休2日制の推進

第2位 仕事が年間を通じてあること

第3位 能力や資格を反映した賃金

厚生労働省「R2建設業における雇用管理状況把握実態調査」より作成

建設キャリアアップシステム(CCUS)は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注 機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを 完全実施」を目指しています。

詳しくは裏面へ☞

建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

システムへの登録

現場での読み取り

就業履歴の登録

登録すると、CCUSカード が交付されます。



現場に設置されたカードリー ダーなどでCCUSカードを読 み取ります。



CCUSに就業履歴が登録 されます。



施工業者の施工能力を見える化



ゴールドカード: ● ● 人 シルバーカード:▲▲人

基礎情報:★★★★ 施工能力:★ ★ ★ ★ コンプライアンス:★ ★ ★ ★

所属する職人のレベルや人数等に応じて、施工 業者の施工能力を★~★★★★により評価。 結果は評価団体・国交省のHPで公表。

職人のレベルを判定



レベルに応じた色のCCUSカードが職人に交 付されます。

建設キャリアアップシステムのメリットとは?

√職人を育てると、施工能力の評価が UPし、受注機会の拡大に期待

✓公共工事で評価がUP

√作業員名簿の作成や建退共手続など 事務作業の効率UP

√施工業者・職人の評価が見えることで、 施工に対する信頼UP

ご室内

O. 登録手続きや利用方法について 建設業振興基金 03-6386-3725

電話が混みあっており、つながりにくい場合がございます。 (https://www.ccus.jp/) 右記ホームページのFAQ(よくあるご質問)を十分ご確認のうえ、お問い合わせフォームにより お問い合わせください。



O. 施策の概要について 国土交通省 建設市場整備課 03-5253-8111(内線24857,24856)

052-953-8119



北海道開発局 東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局

建設産業課 011-709-2311 建設産業課 022-225-2171 建設産業第一課 048-601-3151 計画・建設産業課 025-280-8880

建設産業課

近畿地方整備局 建設産業第一課 中国地方整備局 計画·建設産業課 四国地方整備局 計画·建設産業課 九州地方整備局 建設産業課

06-6942-1141 082-221-9231 087-851-8061 092-471-6331 沖縄総合事務局 建設産業·地方整備課 098-866-0031

般財団法人 建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部 〒105-0001東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門MTビル2号館 建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる。

新3 人に向け、官民一体で取り

組んでいます!

新3 Kとは・・・

給与(K)

が良い

- **賃金改善を推進** (公共工事設計労務単価の引上げなど)
- 職人の給与は約18%UP

(出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より2012年度比)

休暇(K)

が取れる

- 土日閉所などにより、週休2日を後押し
- 働き方改革により、労働時間を縮減

希望(K)

が持てる

- 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能と 経験を証明
- 技能と経験のレベルに応じた4色のカードを交付
- カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します



建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

CCUSに登録して、現場に設置されたカードリーダーなどにタッチするだけ!!

システムへの登録

現場での読み取り

就業履歴の登録

登録すると、CCUSカード が交付されます。



現場に設置されたカート゛リー タ゛ーなどでCCUSカート゛を読 み取ります。



CCUSに就業履歴が登録 されます。



CCUSに登録された情報をもとにレベルを評価

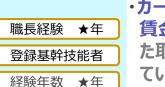
CCUSに登録された就業履歴と資格によりカードの色がレベルアップします。





経験年数





point

- ・技能と経験により カードの色がレベ ルアップ
- ・カードの色に応じた 賃金の支払に向け た取組が進められ ています。

全国 60万人の職人さんにご登録いた だいています!(2021年6月末現在)

□年





一般財団法人 建設業振興基金



(https://www.ccus.jp/)

建設業団体 各位

厚生労働省職業安定局 雇用開発企画課 建設·港湾対策室

建設キャリアアップシステムの普及促進の取組に対する 建設関係助成金による支援について

平素より、建設業における雇用改善の推進に格別の御理解と御協力をいただき御 礼申し上げます。

さて、建設業においては、若年労働者等の担い手の確保・育成が課題となっていることから、本年3月に策定した「建設雇用改善計画(第十次)」において、国土交通省と業界団体が推進する「建設キャリアアップシステム」(以下「CCUS」という。)を業界共通の制度インフラとして定着させるため、官民一体となって、その普及・促進を強力に推進することとされたところです。

当省においては、CCUSの普及・促進に向けて、人材確保等支援助成金の若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)を活用し、建設事業主団体による研修会や説明会等の実施や建設現場に設置するカードリーダーの購入等に対し支援を行うこととしております。

つきましては、本制度を紹介するリーフレット(別添1)及び計画届、支給申請書等の記載例(別添2)を作成しましたので、本助成コースの活用をご検討いただくとともに、活用に際し、不明点等が生じた場合は、支給申請手続等に関し、相談等に対応しますので、申請先となる管轄の都道府県労働局に相談する前に当室あてご連絡いただきますようよろしくお願いします。

〈連 絡 先〉

厚生労働省職業安定局

雇用開発企画課建設 · 港湾対策室

岡田: okada-kazumi.pu0@mhlw.go.jp

谷:tani-shigenori@mhlw.go.jp

TEL 03-3502-6777

人材確保等支援助成金 のご案内 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

建設キャリアアップシステム等を普及促進する取り組みを支援します

建設事業主団体が実施する「建設キャリアアップシステム(CCUS)等の普及促進のための研修会、説明会等の実施」や「建設現場での就業履歴を記録するカードリーダーの購入や専用アプリの利用」に対し、助成します。

助成金名

人材確保等支援助成金: 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

対象事業



CCUS等及びそれに関連する事業の普及促進に必要な各種取り組み

- ① CCUS等の普及促進のための研修会や説明会等の実施
- ② 建設現場での就業履歴(入退場時刻)を記録するため現場に設置するカードリーダーの購入または専用アプリの利用 (事業主団体が構成事業主に対し無償で貸し出す場合に限る)

建設事業主団体

- ・カードリーダー購入
- ・アプリの購入・利用



無償貸与

構成事業主

受給対象

建設事業主団体

助成額

助成額 = 対象経費 × 助成率



対象経費

- ① CCUS等の普及促進のための研修会や説明会等の開催の場合 外部講師謝金、施設借上費、教材費、視聴覚教材作成費、通信運搬費、広報費など
- ② カードリーダーの購入または専用アプリの利用の場合 カードリーダーの購入費(1台当たり税込50,000円未満のものに限る)と専用アプリ利用料

助成率

中小建設事業主団体の場合 2/3 (中小建設事業主団体以外の場合 1/2)

上限額

CCUS等の普及促進関わる事業を含む「人材確保等支援助成金若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業 (建設分野)」の合計で、右記の表を1年間あたりの 上限額とします。

全国団体	3,000万円
都道府県団体	2,000万円
地域団体	1,000万円



事業推進委員会の設置・計画書作成



・助成金を活用するには、事業推進委員会を設置し、同委員会で「計画届」を作成 することが必要です。

計画届の提出(2ヶ月前まで)



・事業実施しようとする日の2ヶ月前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出 してください。

事業の実施(最長1年間の実施)



事業の終了



支給申請書の提出(事業終了月に応じた期日まで)

・下の表に記載の、事業の終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、 「支給申請書」を、管轄する労働局に提出してください。

事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月 1 日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	翌年の3月1日から5月末日まで

事業推進委員会での効果検証結果を報告(3月末日まで)



- ・事業終了後、事業終了年度の3月末日までに「効果検証及び入職率・離職率調査 報告書」を、管轄する労働局に提出してください。
- ・効果検証の結果が助成金の支給可否や助成額に影響を与えるものではありません。

助成金の支給

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。 各種申請書のダウンロードも可能です。

建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索